

平成29年

年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(月)～12月31日(日)までの21日間



運動の重点

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底及び「反射材の効果的な着用」の推進

主唱：栃木県 栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp>) このチラシは栃木県のホームページからご覧になれます

R70

道路利用者の安全と円滑な交通を促進

命を照らせ！

「見落とし」や「発見の遅れ」に起因する交通事故を防止するため、夜間の前照灯については原則上向きが基本です。
(交通の方法に関する教則が改正)



夜間は原則ハイビーム！

飲酒運転は許さない！

■ 酒酔い運転



無条件で**35点免許取消し**
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

■ 酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度
0.25mg / ℓ 以上
25点免許取消し
3年以下の懲役又は
呼気中アルコール濃度
0.15mg / ℓ 以上 0.25mg / ℓ 未満
13点免許停止
50万円以下の罰金

車の提供者も
罰せられます



酒の提供者も
罰せられます



同乗者も
罰せられます

気のゆるみ 一杯だけが 命とり